

2024（令和6）年2月20日

釧路市長
蝦名大也様

釧路自然保護協会 会長 神田 房行
公益財団法人日本野鳥の会釧路支部 支部長 黒澤 信道
公益財団法人日本鳥類保護連盟釧路支部 支部長 本藤 泰朗
一般社団法人北海道自然保護協会 会長 在田 一則

Sakura2 合同会社による（仮称）HOKA7 太陽光発電事業についての要望

令和5年11月27日付で公表された「HOKA7 太陽光発電事業計画段階環境配慮書」によると、事業者の Sakura2 合同会社は釧路市音別町の馬主来沼（パシクルトウ）西側の約330ヘクタールの土地を事業実施想定区域としています。当区域は国の特別天然記念物タンチョウや天然記念物オジロワシをはじめとする多くの希少種の生息地であるとともに、環境省の「重要湿地」（生物多様性の観点から重要度の高い湿地）や北海道の「すぐれた自然地域」に選定されています。また馬主来沼の東に隣接する白糠町側の土地は「アイヌ伝統文化空間（イオル）」とされ、全域が白糠町馬主来自然公園に指定されています。西の釧路市側は美しい自然景観から釧路市の「音別新八景」に選定され、周辺住民にとっても親しまれています。馬主来沼周辺の丘陵地には希少猛禽類の営巣などに適したミズナラ、ヤチダモなどの大径木が多く残されており、湿原には大規模なヤチボウズ群落が形成されているなど稀有な自然環境が維持されています。閉塞河口の汽水湖は渡り鳥の中継地としても利用され、生態系上きわめて重要な場所です。また令和5年7月に策定された「釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」第5条の別表1「設置するのに適当でないエリア」の「津波災害警戒区域」や「保安林」などにも該当します。このように事業実施想定区域とされる土地は地域の自然環境や生物多様性、景観、文化、生活、防災、観光面などの観点から非常に重要な場所です。

令和5年12月28日の釧路新聞によると、12月27日に釧路総合振興局が森林法違反で当該事業者を行政処分したとのこと。この記事によると、当該事業者は無許可で馬主来沼の北西2キロほどの防霧保安林に幅3～5㍍、深さ1㍍ほどの水路を合わせて約250㍍にわたって掘り河川と接続したとされています。上述のように当該地域は、釧路市や隣接する白糠町にとっても大変重要な場所です。この場所において環境影響評価手続き中にも拘わらずこれほど大規模な改変が無断で行われたことは大変遺憾です。環境影響評価法第31条では、事業者は環境影響評価の公告を行うまでは事業を実施してはならないということが規定されています。一般に環境影響評価の範疇で認められる行為は測量やボーリングといった極めて限定された範囲の改変のはずで、これほど大規模な改変はほとんど聞いた

ことがありません。今回の行為は、事前調査の域を大きく逸脱しており、環境影響評価審査中におけるこのような大規模改変は全国的にも例がありません。

現在、当該事業者は北海道から森林法違反行為として行政処分を受けている状態です。また北海道より復旧作業の実施の指示を受けているところですが、改変部は自然度の高い地域であるため完全に元の湿原に復元することは長期間を要する大変困難な作業であると考えられます。

湿地は温室効果ガスの排出を制御し、急速な地球温暖化を抑制するのに重要な役割を果たしていることが知られています。このような恵みを持続的に得るためにも、日本最大の湿地である釧路湿原国立公園およびその周辺地域の自然環境を、これ以上減らすことがあってはなりません。

地域の貴重な自然環境や生態系を保全するために下記の事項を要望します。なお、本要望書の内容について令和6年3月8日までに文書で回答していただくようお願いします。いただいた回答については釧路自然保護協会のウェブページで公表させていただきます。

(1) 釧路市意見として本事業の中止を求める明確な意思表示を求めます。

上述の通り、当該事業の実施想定区域とされる約 330 ヘクタールの土地（中音別 630-194）は地域の自然環境や生物多様性、景観、文化、生活、防災、観光面等の観点から非常に重要な場所であり、同区域内において大規模太陽光発電事業が地域の自然環境や社会と共生することは極めて困難と思われまます。

環境影響評価手続きに関係した道内自治体の対応としては、小樽市と余市町で計画されていた風力発電事業（「仮称 北海道小樽余市風力発電所」）の事例が参考になります。当該事業は環境影響評価の第三段階の「準備書」提出まで進んでいましたが、令和5年6月13日に小樽市の迫市長が記者会見をおこない、「市民の総意として是認することができない」と反対する旨の意見書を道知事に提出したことを表明しました。必ずしも法的拘束力を伴わない意見でしたが、このことを重く捉えた事業者がわずか4日後の17日には計画中止の発表を行いました。この事例からも分かるように、地域住民や地域の自然環境等の長期的な利益を考え、自治体首長として強く意見を表明することは、その法的拘束力の有無に拘わらず非常に大きな意味を持ちます。HOKA7 太陽光発電事業については現在まだ環境影響評価の第一段階（「配慮書」）であることから貴職の明確な意思表示があれば計画中止が可能と考えます。貴職におかれましては事業中止を求める明確な意思表示をしていただくようお願いいたします。

(2) 事業者に対する釧路市普通河川管理条例に基づく厳格な処分を求めます。

令和5年12月の複数の報道機関によると、事業者は環境影響評価法に基づくアセス審査期間中にも拘わらず、事業実施想定区域内において大規模な土木工事を行い、その際に森林法のみならず釧路市普通河川管理条例に関しても違反行為を行ったとのこと。その

うち鉏路市普通河川管理条例においては第8条第6項に該当し、第24条で規定される罰則対象の違反行為と考えられます。貴職におかれましては当該条例に基づいて厳格に処分していただくようお願いします。このような違法行為が行政指導のみで済むようであれば、今後も同様な違法行為を抑制することは難しいと考えられます。また鉏路市の条例や「鉏路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」などを形骸化させることにもつながりかねません。

(3) 市有林道の適切な管理をお願いします。

本事業において事業者は現地までのアクセス路として鉏路市有林内の林道を通行し、違反行為を行っております。市有林入口にはゲートがありますが、現在破損しているため機能していないように見受けられます。こういった林道は森林保護のためゲートが設置されていることが一般的です。入口ゲートの修繕もしくは新設をおこない、通行を希望する者及びその通行理由を把握することにより、今後同様の違反行為が発生することを防ぐことができると考えられます。市有林を適切に維持管理していただくようお願いします。